

武家諸法度を讀む
史料 武家諸法度（部分）（新井（仇）家No.23916）

【翻刻】

（表紙）

「武家諸法度 卷」

武家諸法度

- 一 文武忠孝を励し可正礼義事
- 一 參勤交替之儀、毎歲可守所定之時節、從者之員數不可及繁多事
- 一 人馬兵具等分限二応し可相嗜事
- 一 新規之城郭構宮堅禁止之、居城之隍壘・石壁等敗壞之節者、達奉行所可受差図也、櫓・塀・門已下ハ如先規可修補事
- 一 企新規結徒党、成誓約、并私之閔所、新法之津留制禁之事
- 一 江戸并何国にて不慮之儀有之といふとも、猥不可懸集、在国之輩は其所を守り下知を可相待也、何所にて雖行刑罰、役者之外不可出向、可任檢使之左右事
- 一 喧嘩口論可加謹慎、私之諍論制禁之、若無抛子細有之者、達奉行所可受其旨、不依何事令荷担者、其咎本人よりおもかるへし、并本主之障有之もの不可召抱事
- 附、頭有之輩之百姓訴論者、其支配江令談合可濟之、有滯儀者評定所江差出可受捌事
- 一 国主・城主壹万石以上、近習并諸奉行・諸物頭私（可脱力）不結婚姻、惣而公家と於結縁辺者、達奉行所可受差図事
- 一 音信・贈答・嫁娶之規式、饗応或家宅當作等、其外万事可用儉約、惣而無益之道具を好不可致私奢事
- 一 衣装之品不可混乱、白綾公卿以上、白小袖諸（天丸）太夫以上免許之事
- 附、徒若党之衣類ハ羽重絹（二脱力）紬布木綿、弓鉄砲之者は紬布、其下に至て八万に布木綿可用之事

【読み下し例】

(表紙)

「武家諸法度 巻」

武家諸法度

- 一 文武忠孝を励し礼義を正すべき事
 - 一 参勤交替の儀、毎歳所定の時節を守るべし、従者の員数繁多に及ぶべからざる事
 - 一 人馬兵具等分限に応じ相嗜むべき事
 - 一 新規の城郭構営は堅く之を禁止す、居城の隍塁・石壁等敗壞の節は、奉行所に達し差図を受くべき也、櫓・塀・門已下は新規の如く修補すべき事
 - 一 新規を企て、徒党を結び誓約を成し、并に私の関所、新法の津留制禁の事江戸并に何国にて不慮の儀これ有りといふとも、猥りに懸集まるべからず、在国の輩は其所を守り下知を相待つべき也、何所にて刑罰を行うといえども、役者の外出向くべからず、檢使之左右に任すべき事
 - 一 喧嘩口論は謹慎を加うべし、私の諍論これを制禁す、若し扱んどころ無き子細これ有らば、奉行所に達し其旨を受くべし、何事によらず荷担せしめば、其の咎本人よりおもかるべし、并に本主の障これあるもの召し抱うべからざる事
 - 一 附けたり、頭これある輩の百姓訴訟は、其支配え談合せしめこれを済ますべし、滞りある儀は評定所え差し出し捌きを受くべき事
 - 一 国主・城主壺万石以上、近習并に諸奉行・諸物頭私に婚姻を結(結ぶべからず)ばず、惣而公家と縁辺を結ぶにおいては、奉行所に達し差図を受くべき事
 - 一 音信・贈答・嫁娶りの規式、饗応或いは家宅営作等、其の外万事儉約を用うべし、惣而無益の道具を好み私の奢りを致すべからざる事
 - 一 衣装の品混乱すべからず、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上免許の事(大カ)
- 附けたり、徒若党の衣類は羽二重・絹・紬・布木綿、弓鉄砲の者は紬布、其下に至て八万に布木綿これを用うべき事